

平成27年6月1日より 国民年金・厚生年金保険 障害年金の障害認定基準の一部改正

尚、本資料は平成27年3月31日現在で公表されている内容で作成
いたしました(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000080266.html>)。

JWOCM 社会保険委員会
渡邊千登世

改正の主なポイント

1. 音声又は言語機能の障害

失語症の「聞いて理解することの障害」を障害年金の対象障害として明示し、また、障害の状態を判断するための検査結果などを参考として追加するなどの見直しを行います。

2. 腎疾患による障害

認定に用いる検査項目を追加し、また、判断基準を明確にするなどの見直しを行います。

3. 排せつ機能の障害

人工肛門を造設した場合などの障害認定を行う時期を見直します。

4. 聴覚の障害

新規に障害年金を請求する方の一部について、他覚的聴力検査などを行うこととします。

人工肛門に関する新旧対照表1

第3 障害認定に当たっての基準

第1章 障害等級認定基準

改正後	改正前
<p>第18節／その他の疾患による障害 その他の疾患による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準(略) 2 認定要領 (1)及び(2) (略) (3) 人工肛門・新膀胱 ア (略) イ <u>障害の程度を認定する時期は、次により取り扱う。</u> <u>人工肛門を造設し又は尿路変更術を施した場合はそれらを行った日から起算して6月を経過した日(初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。)</u>とし、<u>新膀胱を造設した場合はその日(初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。)</u>とする。</p> <p><u>なお、(3)ア(ア)及び(イ)の場合に障害の程度を認定する時期は、次により取り扱う。</u></p>	<p>第18節／その他の疾患による障害 その他の疾患による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準(略) 2 認定要領 (1)及び(2) (略) (3) 人工肛門・新膀胱 ア (略) イ 障害の程度を認定する時期は、人工肛門、新膀胱又は尿路変更術を施した日(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)とする。</p>

人工肛門に関する新旧対照表2

第3 障害認定に当たっての基準

第1章 障害等級認定基準

改正後	改正前
<p><u>(ア) 人工肛門を造設し、かつ、新膀胱を造設した場合は、人工肛門を造設した日から起算して6月を経過した日又は新膀胱を造設した日のいずれか遅い日(初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。)</u>とする。</p> <p><u>(イ) 人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施した場合は、それらを行った日のいずれか遅い日から起算して6月を経過した日(初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。)</u>とする。</p> <p><u>(ウ) 人工肛門を造設し、かつ、完全排尿障害状態にある場合は、人工肛門を造設した日又は完全排尿障害状態に至った日のいずれか遅い日から起算して6月を経過した日(初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。)</u>とする。</p>	